

## 旭川市道路除雪機械購入補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、安定した除排雪体制を確保し、市民が快適に暮らせる環境の充実に資することを目的として、市道等の除雪を行う者に対し旭川市道路除雪機械購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、旭川市補助金交付基準（平成16年7月26日付け通知旭財99号）に定めるもののほか必要な事項を定める。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、本市が発注する総合除雪維持業務（以下「除雪業務」という。）を受託する者（共同企業体である場合は、その代表者又は構成員である者。以下「除雪企業」という。）とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、除雪企業が行う道路除雪機械の購入事業（以下「補助事業」という。）とする。ただし、除雪企業間における機械の売買及び本市が保有する機械の売払いがあった場合における購入は除く。

### (補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費、補助金の補助率及び限度額並びに補助の要件は別表1のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、旭川市道路除雪機械購入補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 購入機械の見積書（内訳の分かるもの、納入予定時期が分かるもの、及び更新対象機械の取り又は売払いがある場合は売却額が分かるものを含む。）
- (3) 購入機械のカタログ、写真等
- (4) 更新対象機械の車検証（除雪機械を更新する場合）の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請の受付期間は、市長が別に定めるものとする。

3 第1項及び第2項の期間（以下「受付期間」という。）内の申請によって補助金の額の合計が予算額に満たなかったとき又は受付期間後に補助金の額の合計が予算額を満たさなくなったときは、予算額に達するまで期間を延長して申請を受け付けるものとする。

### (交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、その内容を審査し補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 受付期間内の申請による補助金の額の合計が予算額を超えるときは、別表2に規定する優先順位の高い申請の順で選定し、交付の可否を決定する。また同順位の場合には抽選により選定するものとする。

3 第1項及び第2項の規定により補助金の交付を決定したときは、旭川市道路除雪機械購入補助

金交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。また補助金の交付をしないことを決定したときも書面により通知するものとする。

- 4 市長は、補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができるものとする。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、前条第3項の通知を受けた場合において、当該通知に係る決定の内容に不服があるときは、当該通知を受領した日から10日以内に補助金の交付申請を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付決定はその効力を失う。

（補助事業の変更等）

第8条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、速やかに旭川市道路除雪機械購入補助金変更（廃止）申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による変更又は廃止の申請があったときは、その内容を審査して承認の可否を決定するものとし、承認を決定したときは旭川市道路除雪機械購入補助金変更（廃止）承認通知書（様式第5号）により速やかに申請者に通知するものとする。また承認しないことを決定したときも書面により通知するものとする。

- 3 市長は、補助事業の内容の変更を承認した場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができるものとする。

- 4 変更を承認した場合、変更後の交付決定額は、変更前の交付決定額を上回ることはいない。

（状況報告等）

第9条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の遂行に関して報告を求め、又は実地調査をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定による報告等に基づき、補助事業が補助金の交付決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して交付決定の内容に従って遂行するよう指示するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第8条の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、完了した日又は廃止の承認を受けた日から30日以内若しくは当該補助金の交付決定の期日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、旭川市道路除雪機械購入補助金実績報告書（様式第6号）（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第7号）
- (2) 契約書（更新対象機械の売払いがある場合は売払いの契約書を含む。）の写し
- (3) 収支を証する書類の写し
- (4) 購入機械の車検証の写し

(5) 竣工写真（付属品を装備し、前後側の三面から撮影したもの）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、購入した道路除雪機械の納車の遅延等、補助事業者の責によらない理由により、実績報告書を交付決定の期日の属する年度の末日までに提出できないと見込まれる場合には、交付決定を受けた年度の12月末日までに市長に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告を行った場合、実績報告書の提出期限は、第1項の規定にかかわらず、事業完了の日から30日以内とする。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査及び必要に応じて実地調査を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を旭川市道路除雪機械購入補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第12条 市長は、第10条の規定による実績報告書の提出があった場合で、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合しないと認めるときは、補助事業者に対してこれに適合させるための措置を講ずるように指示するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金の交付は、第11条の規定により補助金の額を確定した後、補助事業者からの旭川市道路除雪機械購入補助金請求書（様式第9号）により交付するものとする。

2 市長は、前項に規定する適正な請求を受けた日から、30日以内に補助金を交付しなければならない。

（財産の管理）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した後も当該補助事業により取得した機械等の財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は天災その他補助事業者の責に帰することができない理由により取得財産等が破損され、又は滅失したときは、書面により市長に報告しなければならない。

（処分の制限）

第15条 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の完了の年度の翌年度の初日から5年間は、補助金の交付の目的に反して譲渡し、交換し、廃棄し、又は貸付担保に供して使用してはならない。ただし、市長の承認を受けたときはこの限りではない。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 前条の規定による処分の制限を遵守しなかったとき。

(4) 天災その他特別な事情により、補助事業の全部又は一部を遂行することができなくなったと

き、又はその必要がなくなったとき。

(5) その他この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反し、又は従わないとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を書面により補助事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

3 第1項及び第2項により返還を請求する補助金の額は、別表3により算出した額とする。

(理由の提示)

第18条 市長は、第9条第2項若しくは第12条の規定による指示をするとき、又は第16条の規定による取消しをするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(関係書類の整備)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了の期日の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならないものとする。

(消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う報告等)

第20条 補助事業者は、補助事業等の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（様式第10号）により速やかに報告しなければならないものとする。ただし、補助金等の交付申請時又は実績報告時に消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、これを減額して申請又は報告するものとする。

2 前項の報告があったときは、既に交付した補助金等のうち消費税等仕入控除税額に相当する額について、補助事業者に対し返還を請求するものとする

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

項目	内容
補助金	旭川市道路除雪機械購入補助金
対象経費	①除雪グレーダ、除雪トラック、ロータリ除雪車の購入費 ②機械本体価格、付加仕様及び付属品とそれに係る消費税（地方消費税を含む）とし、機械納入費用、登録料、保険料等の諸費用は含まない。
補助率	対象経費（更新対象機械の売却がある場合は、売却額を差し引いた額とする。）の2分の1以内とし、1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
限度額	新車 300万円/台 中古車 200万円/台
補助の要件	①補助事業の完了から5年間は、補助対象機械を使用し旭川市の市道の除排雪を行うこと ②対象機械が中古車である場合は、当該機械の製造年月が初年度登録から20年以内の機械を原則とし、それを超える場合には10年程度除雪業務への使用が見込まれる機械とすること ③補助対象機械を管理するため、車体の左側面に別図に定める管理番号を表示すること

別表2（第6条関係）

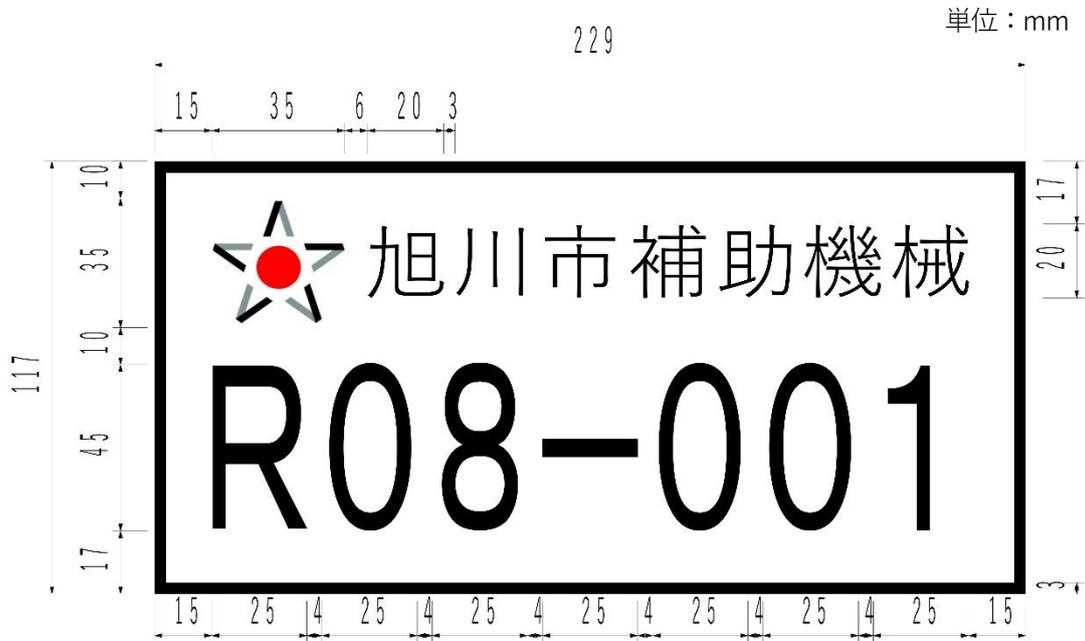
補助金交付の優先順位	項目
1	新車の購入
2	過去5年以内に当該補助金の交付を受けていないこと
3	上記以外

別表3（第17条関係）

除雪未執行年数	返還金の割合
5年	補助金額の10割
4年	補助金額の8割
3年	補助金額の6割
2年	補助金額の4割
1年	補助金額の2割

※除雪未執行年数とは、補助事業の完了後に補助対象機械を使用して旭川市の市道の除排雪を実施できない年数

別図 管理番号



※表記は管理番号が R08-001 の場合。

※管理番号はシール製とし、番号は別途指示します。